

保護者様

広島県立広島工業高等学校長

学校感染症について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとることができます。学校感染症にかかった場合は主治医の指示に従い、ご家庭でゆっくり休養してください。

出席停止の措置をとる場合は、医師による証明が必要です。別紙（様式Ⅰ）の「学校感染症治癒通知書」を医師に記入していただき、登校時に提出してください。

なお、医師の証明は一部の医療機関で文書料が発生することもあります。ご了承ください。

学校において特に予防すべき感染症および出席停止の基準

平成27年4月1日「学校保健安全法施行規則」改正

	感染症名	出席停止期間	備考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症状群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	感染のおそれなくなるまで	
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれないと認めるまで	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの。
	コレラ	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症（例：感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑など）			

(様式 I)

主治医様

広島県立広島工業高等学校長

学校感染症治癒通知書記入について (お願い)

この度、本校生徒より、学校感染症罹患の報告を受けました。学校保健安全法第 19 条の規定により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。ただし、症状等により、予防上支障がないと認められる場合は、この限りではありません。

ご多忙のところお手数をおかけしますが、次の「学校感染症治癒通知書」にご記入くださいますようお願いいたします。

----- 切り取り -----

学校感染症治癒通知書

広島県立広島工業高等学校長

科 年 組 氏名

病 名	
出席停止期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の感染症により加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

平成 年 月 日

医療機関名